3 施策体系について

### 1 子どもの誕生と健康への支援の充実	基本理念	基本方針	施策体系(現計画)	施策体系変更(案)	変更理由
全ての	希望あふれる未来に向	全 て の も く と か す と か す と か っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ		子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実	総合計画基本計画第3章育みの環の施策24の「心と体の健やかな成長への支援」と表現を統一し、子どもの誕生から、幼児期・学童期へと健やかに成長するための支援を行う。
会での かけく を					
子とも					
がすくと 健 でかっしまり。 まち で			3 思春期の健康づくり		
3 小児養養感療作用の機解 2 2 分別類はおはる教育・保育の推供 2 2 分別類はおはる教育・保育の推供 2 2 2 分別質の能し教育・保育の推供 2 2 2 2 2 2 2 2 2			4 食育の視点からみた健康づくりへの支援 食	食育の推進と食生活支援	総合計画基本計画第3章育みの環の施策24の重点的な取組の「食育の推進と食生活支援」と表現を統一し、子どもたちが基本的な食習慣を身に付け、毎日の食事や食にまつわる様々なことを大切することから、食育を推進し食生活の支援を行う。また、次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針の四一1-(2)ウ「「食育」の推進」とも表現の統一が図られる。
2 切兄別に示ける教育・保育の光楽 保育の推進 2 (5 小児救急医療体制の確保		
1 利用衛望に治った教育・保育の程性 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
子どもの認生の変化です。 3 子育てしやすい環境の整備 1 ○ 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり 2 ○ 子育で支援体制の光実 3 a 多様な保育サービスの充実と成長に喜びを感じるまちる。 4 境づくり 5 子育下家庭にやきい・生活環境の整備 7 年育で家庭にやさい・生活環境の整備 6 売業権 4 専門がた知識及び技術を要する支援の充実 1 ○ 児童虐待の発生予防 2 要保護児童への早期対応 2 要保護児童への早期対応 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の内容では、厚欠ではなく「障害のある子ども」と表現されている。また、保育現場で書者手帳を持つている子どもだけではない、様々な理由で配慮が必らあるかり 特別な配金と変とする子ども」と表現している。そで、保育現場で書者手帳を持つている子ともだけではない、様々な理由で配慮が必らあるかり 特別な配金と変とする子ども」と表現している。そで、自的な表現にせず、実態に合わせた表現が適当と考える。方とものを表現にで記慮が必ずる。まちままままままままままままままままままままままままままままままままままま					
	74				
子とも	k	の誕生 と成長 に喜び を感じ			
で表さり 2	な				
と成長 に喜び を感じ るまち 2 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環 1	で				
本	え育ちあう		用 ナレシア 仕事 レ 本旧 が 声 ウレ め ナ い 煙		
5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備 6 地域の実状に応じた子育で支援等の研究・推進 4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実 1 ○ 児童虐待の発生予防 2 2 要保護児童への早期対応 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の内容では、厚ではなく「障害のある子ども」と表現されている。また、保育現場で、書者事態を持っている子どもだけではなく、様々な理由で配慮が必まるたが、特別な配慮を必要とする子ども」と表現している。また、保育現場で、書者事態を持っている子どもだけではなく、様々な理由で配慮が必まるたが、特別な配慮を必要とする子どものも関対策を組むため、おるたが、特別な配慮を必要とする子ども」と表現している。また、保育現場で、書者事態を持っている子どもだけではなく、様々な理由で配慮が必まるたが、特別な配慮を必要とする子どもの着別対策を提出を持っている子どもでは、表現が適当と考える。 4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
2					
1 元・作連 4 専門的た知識及び技術を要する支援の充実 1 ○ 児童虐待の発生予防 2 要保護児童への早期対応			。 地域の実状に応じた子育て支援等の研		
子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
2 要保護児童への早期対応 2 要保護児童への早期対応 2 要保護児童への早期対応 高知市障害者計画・障害福祉計画の内容では、限児ではなく「障害のある子ども」と表現されている。また、保育現場で 害者手帳を持っている子どもだけではなく、様々な理由で配慮が必要とする子どもとする子どもと表現いている。そとで、関切な表現にせず、実態に合わせた表現が適当と考える。 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村に もと子育てを 支えるまち 5 の環境整備 1 生きる力の育成に向けた教育 2 子どもの値全育成 2 アどもの値全育成 2 アどもの健全育成 1 生きる力の育成に向けた教育 2 子どもの健全育成 2 アどもの健全育成		で子ど もと子 育てを 支える			
 ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			V /		
も ・	ど		2 要保護児童への早期対応		
マージ もと子 育 てを ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま 2	・子育て支援のまちづく		3 ◇ 障害児支援の充実 数	障害など特別な配慮を必要とする子どもへの支 援の充実	児ではなく「障害のある子ども」と表現されている。また,保育現場では障害者手帳を持っている子どもだけではなく,様々な理由で配慮が必要であるため「特別な配慮を必要とする子ども」と表現している。そこで,限定的な表現にせず,実態に合わせた表現が適当と考える。
			4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援 て	ひとり親家庭の自立支援の推進	
り 5 の環境整備 1 生きる力の育成に向けた教育 2 子どもの健全育成				厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援	上の変更理由と同様で、ひとり親以外のさまざまな家庭への支援について記載することとする。
2 子どもの健全育成			5 の環境整備		
			3 家庭や地域の教育力の向上		

^{*} 高知市子ども・子育て支援委員会ワーキンググループでは、上位計画と関連計画について、それぞれの最新計画との整合を図るように確認し、高知市が実施している施策 で施策体系に記載されていないものがないか等の確認を行った。変更を提案していない項目は第1期の計画の施策体系を継承することが適当と考えます。